

監査公表第7号
令和8年（2026年）1月9日

札幌市監査委員	庄 司 正 史
同	愛 須 一 史
同	五十嵐 徳 美
同	丸 山 秀 樹

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和7年12月26日付け札総第1692号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1692号

令和7年（2025年）12月26日

札幌市監査委員 庄 司 正 史 様
愛 須 一 史 様
五十嵐 徳 美 様
丸 山 秀 樹 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

1 指摘に対する措置（令和7年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和7年度第1回定期監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 河川の流水占用料等の免除に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>河川の土地の占用許可に係る占用料免除の手続において、札幌市普通河川管理条例第14条第3号に定める「公益性の高い事業を行うため流水の占用等をするとき」に該当することを理由として申請する場合は、流水占用料等免除申請書を提出することとされているが、これの提出を受けないまま免除を行っていた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>河川の土地占用許可に係る申請を受けるにあたり、事前協議の段階から河川占用の理由や占用料の免除に該当する内容であるか確認を行い、必要な申請書類を申請者に求めること、また、決裁時においても申請書類の漏れがないか確認を徹底した。</p> <p>以上について、事務を所管する職員のミーティングにより共有を行い、事務処理にあたっている。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市病院局債権管理規程において、督促を行う場合は、督促を行う日から15日以内の日を期限として指定することと定められているが、この期限を指定しないまま督促を行っていた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>督促状の様式を変更し、発行日及び発行日から15日以内の期限日を記載する様式とした。</p> <p>システム帳票として、この日付を印字する仕様に変更したことで、人事異動があった場合でも、期限の指定を漏らさない仕組みとした。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(3) 債権を適正に処理すべきもの</p> <p>水洗化改造資金等貸付事業は、平成23年度で終了しており、それ以降は新たな貸付けは行っていないが、令和6年度末においても貸付金残高が存在している状況であり、債務者の大半において、直近1年間は全く返済がなく、実質的に債権回収が困難であるとの認識があるにもかかわらず、管理し続けている。</p> <p>実質的に回収の見込みが少ない、若しくはない債権であっても、本件のような私債権では、時効期間の経過だけでは債権は消滅しないため、継続的な債権管理が必要となり、人件費等の管理コストがかかり続けることになる。</p> <p>時間の経過とともに債権回収は困難になるばかりか、相続の問題等が発生することで、状況がより複雑化する可能性もある。このため、債務者の状況を整理したうえで、実質的にみて明らかに回収の見込みがない債権については、免除や債権放棄等、関係法令に基づいた適正な処理に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>指摘の要因の1つとして債権管理に係る事務のノウハウが不足していたことが挙げられ、この度の指摘を受けて、財政局管財課に債権管理に係る具体的な事務の取扱いについて相談を行い、対面にて教示を受けた。</p> <p>今後は債務者の状況を改めて整理した上で、実質的に回収の見込みがない債権については、免除や債権放棄等、関係法令に基づいて適正に処理を進めていく。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 見積書に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>見積書に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>(ア) 印刷物を発注する製造請負契約事務について、参考見積書をシステム登録しているものの、一次伺決裁後に正式な見積書をシステム登録していないもの</p> <p>(イ) 物品購入等及び役務契約において、正式な見積書は押印省略できないが、二次伺に押印のない見積書をシステム登録しているもの</p> <p>今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件については、速やかに財務システムの登録を修正した。</p>	

また、改めて関連規程を確認の上、職員へ本事案について周知を行い、適切な事務処理について注意喚起を行ったほか、履行検査や支出の際に主務ライン及び経理担当者による添付書類の確認を徹底する体制とした。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 物品の借受に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品の借受に係る契約において、見積書を徴取しておらず、また、一次伺と二次伺をそれぞれで行うことなく、1つの伺書で決裁を受けているものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、決裁過程におけるチェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本来は、一次伺→見積徴取→二次伺→契約締結と事務を進めるべきところを、契約事務に関する知識不足により、所定の手続きを誤ったもの。</p> <p>今後は、「物品・役務契約事務取扱要領」や「契約事務ハンドブック」等を参照して、当所にて物品契約をおこなう場合における「物品契約事務チェックリスト」を作成し、それを基に担当者、係長にてダブルチェックを行う。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 仕様書の作成を適正に行うべきもの</p> <p>役務の履行において必要な資格がある場合は、仕様書にこれを明記する必要があるが、一部の資格について明記されていないものがみられた。</p> <p>今後は、仕様書の作成に当たって、役務の履行に必要な資格を適切に記載するよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後、履行に必要な資格を仕様書に明記することをマニュアル上に記載を行う。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 役務の調達に関する事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 部長までの決裁が必要なものについて、課長までの決裁となっているものがみられた。</p> <p>(イ) 見積参加者選考調書、指名見積通知案を作成する必要があるものについて、これを作成していないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件については契約の種類について認識に誤りがあり修繕として契約していたことから、これを改め、今後は「役務契約」として適切に契約する。また、本件に係る予算については、現状「修繕」に計上していることから、今後は適切な節に計上する。</p> <p>また、係内共有の引継資料に本件を記載し、適切に引き継げるよう対応した。</p>	

監査対象	消防局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 個人情報取扱事務を委託する場合には、個人情報取扱事務委託等の基準に規定の措置を講じなければならないが、これを行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>業務の内容に関して、改めて個人情報取扱事務であるという認識を担当者及び確認職員はもとより、係員も含めて再確認し、令和7年度の当該委託事務については、個人情報取扱委託等の基準に基づいた役務契約を締結した。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>(イ) 個人情報取扱事務委託等の基準の改正に伴い、令和5年4月1日からの契約及び令和5年4月1日をまたぐ契約について、同日以降は新基準を適用して契約を改定する必要があったが、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
<p>《〈指摘事項に対する措置〉》</p> <p>対象となる契約において新基準を反映した覚書の取り交わしを行った。</p> <p>本件は、個人情報取扱事務委託等の基準改正の認識不足に加え、決裁におけるチェック体制が不十分であったことが原因のため、今後は、適正な事務処理を各担当が心掛けるとともに、複数人のチェックにより再発防止を図る。</p> <p>また、担当者の引継資料に本件を加えたほか、本件委託業務の関連資料の保管フォルダにも本件を加えることで、事務処理時に注意喚起を図る仕組みとした。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>(ウ) 個人情報取扱事務の委託に当たり、個人情報取扱安全管理基準適合申出書を徴したもののこれを収受せず、その後速やかにその評価について決裁等すべきところその対応もなく、契約締結を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
<p>《〈指摘事項に対する措置〉》</p> <p>改めて関連規程を確認の上、速やかに課内ミーティングで本事案について関係職員へ周知を行い、適切な事務処理について注意喚起を行った。</p> <p>また、担当者の処理漏れがないよう、評価書を契約の二次伺に添付することとし、決裁時に経理担当ラインで処理の漏れがないか確認する等、複数の職員によるチェック体制を強化した。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>カ 契約公報への登載を適正に行うべきもの</p> <p>政府調達適用対象となる特定役務の契約について、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約公報に所定の事項を登載すべきところ、これを行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>財政局契約管理課へ相談のうえ、調達について契約公報への掲載を遅れて実施した。</p> <p>加えて、再発防止に向け、政府調達案件については契約スケジュールを経理担当者及び係長へ事前共有することとし、告示後の作業についてもチェック項目として設定し、進捗管理を行う等、複数名で確認する体制とした。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 請書の徴取を適正に行うべきもの</p> <p>緊急調達物品の購入において、受託者から請書を徴取しなければならないところ、これを徴取していないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに受注業者より請書を徴取した。今後、緊急調達伺の際に、関係規程を確認の上、請書の徴取を徹底する。</p>	

別紙

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ク 請書に分割金額を記載すべきもの</p> <p>請書を徴取する契約において、契約金額を分割払いするときは、分割金額を請書の備考欄又は裏面に記載するか、別紙を添付して割印を押すことが必要であるが、これを行っていないかった。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は契約事務の担当へ依頼する際に、分割払いであることを引継ぎするとともに、契約後にも所管課で再度確認を行う。</p> <p>なお、令和7年度の契約においては分割内訳書が添付されていることを確認済。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ケ 契約書等への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>(ア) 契約書を取り交わす際に、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない契約書を取り交わしているものがみられた。</p> <p>印紙税については、単に契約書の名称にとらわれず、その内容により判断すべきであり、今後は、契約書の取り交わし等に当たり、十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>令和7年度の既契約案件における収入印紙の貼付状況について点検を実施し、すべて適切に印紙が貼られていることを確認した。</p> <p>修繕が請負に該当する場合には契約書に印紙の貼り付けが必要となる旨、係内共有の引継資料に追記した。</p>	

別紙

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ケ 契約書等への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>(イ) 課税文書に該当する請書を徴取する際に、印紙税額を確認せずに、貼られている収入印紙が過少なままのものがみられた。</p> <p>今後は、契約書の取り交わし等に当たり、十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>指摘のあった契約については、契約業者との間で印紙税額に不足があったことを相互に確認できたことから、請書に不足分200円の収入印紙を貼付してもらうこととした。</p> <p>役務契約を行う際には、印紙税の軽減措置を受けられる建設工事への該当の有無等も含めた発注方式の確認に加え、印紙税額の確認も徹底して行うこととする。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>コ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 役務契約は原則再委託が禁止されており、受託者が再委託を行う場合は事前に札幌市の承諾を受ける必要があるが、所要の手続を経ないまま別業者が業務の一部を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等をしっかりと確認するとともに、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再発防止のため、仕様書に再委託に関する事項（再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。）を明記し、受託者との初回打ち合わせ時に確認を行うこととした。</p> <p>また、内部で周知徹底するとともに、作成していた委託業務の一覧表に、再委託の欄を追加。「再委託の有無」及び「有の場合は承諾願の提出・決裁済みの状況」を発注担当者が入力し、係長が確認することで、再発防止に務めている。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>コ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(イ) 受託者から再委託申出書が提出されているが、役務契約約款には、承諾は「原則として書面で行わなければならない」との定めがあるにもかかわらず口頭のみで行われ、承諾書を受託者に交付していなかった。</p> <p>今後は、関係規程等をしっかりと確認するとともに、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>契約手続は原則として書面にて行わなければならない旨の認識を課内で共有し、チェックリストを用いた複数人体制でのチェックを徹底することとした。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(ア) 事業者は札幌市競争入札参加資格に登録されている見積依頼用メールアドレス、札幌市は組織用インターネットメールを用いることとなっているが、双方とも所定のアドレスを用いずに受領を行っているもの</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>改めて関連規程を確認の上、速やかに課内ミーティングを開き、適切な事務処理について関係職員に周知を行った。</p> <p>また、決裁や履行検査の際に、検査員や経理担当者による添付メール等の確認を徹底するよう体制を強化したほか、異動時期に局庶務担当者から改めて周知を図ることで再発防止を図る運用とした。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(ア) 札幌市は組織用インターネットメールを用いることとなっているが、所定のアドレスを用いずに受領を行っているもの</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本指摘事項を課内へ周知し、注意喚起するとともに、入札及び見積合せの執行の際は、「物品・役務契約における押印省略等の取組みの実施について(令和3年1月5日付け札契管第 1981 号)」の通知のほか、入札及び見積合せの執行に関する規程、事務処理方法を確認するようにメール、朝礼で課内へ改めて周知した。また、契約書等文書を受領した際は下記のとおり対応することとし、チェック体制を強化した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者に対する契約関係の連絡メールは、事業者に加え組織メールにも送信を行い、事案の課内共有を図る。 2 契約等文書を受領した際は、所管係長に報告し、担当者のみならず、所管係長を含め受領方法が適正かについて確認を行う。 	

<p>監査対象</p>	<p>消防局予防部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(ア) 事業者は札幌市競争入札参加資格に登録されている見積依頼用メールアドレス、札幌市は組織用インターネットメールを用いることとなっているが、双方とも所定のアドレスを用いずに受領を行っているもの</p> <p>(イ) 見積用アドレスから受領していないにもかかわらず、当該文書の余白に「見積用アドレスから受領」と記入し担当者の押印を行っているもの</p> <p>(エ) 当該文書を收受した電子メールは、文書の真正性を担保するため、電磁的記録媒体の状態で作成して保存しておくこととされているが、これを行っていないもの</p> <p>(オ) 当該文書の受付日は電子メール受信日となるが、担当者のメール開封日としていたもの</p> <p>(カ) 履行検査は、契約の相手方から完了届を受けた日から起算して10日以内の日までに行うこととされているが、上記(オ)の受付日の誤りに起因し、結果としてこの期間を超過して検査を行っていたもの</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに担当者及び確認職員が「物品・役務契約における押印省略等の取組みの実施について（令和3年1月5日付け札契管第1981号）」及び契約事務ハンドブック2（役務・政府調達編）の内容を再確認するとともに、委託業務に対して押印省略事務に関するチェックリストを作成した。</p> <p>また、当該業務に関わらず、課で所管する委託業務について、担当者及び確認職員で毎月始めに事務処理状況をチェックする体制とした。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(イ) 供覧等を行う場合には次のいずれかの方法によるところであるが、これを行っていないもの</p> <p>a 受領した契約等文書の余白に「見積用アドレスから受領。」と記入し、担当者の確認印を押印したうえで供覧等を行う</p> <p>b 受領した契約等文書に電子メール本文を添付し供覧等を行う</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>改めて関連規程を確認の上、速やかに課内ミーティングで適切な事務処理について関係職員に周知を行った。</p> <p>また、決裁や履行検査の際に、検査員や経理担当者による添付資料等の確認を徹底するよう体制を強化したほか、指摘事項について引継ぎ事項に加え、異動時期に局庶務担当者から改めて周知を図ることで再発防止を図る運用とした。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(イ) 供覧等を行う場合には次のいずれかの方法によるところであるが、これを行っていないもの</p> <p>a 受領した契約等文書の余白に「見積用アドレスから受領。」と記入し、担当者の確認印を押印したうえで供覧等を行う</p> <p>b 受領した契約等文書に電子メール本文を添付し供覧等を行う</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等につ</p>

	いての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本指摘事項を課内へ周知し、注意喚起するとともに、入札及び見積合せの執行の際は、「物品・役務契約における押印省略等の取組みの実施について(令和3年1月5日付け札契管第1981号)」の通知のほか、入札及び見積合せの執行に関する規程、事務処理方法を確認するようにメール、朝礼で課内へ改めて周知した。今後も、本指摘事項について定期的に(年2回程度)課内への周知を継続していく。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>電子メールにより押印が省略された文書の受領において、以下のとおり押印省略事務における所定の事務が行われていない事例がみられた。</p> <p>(エ) 当該文書を收受した電子メールは、文書の真正性を担保するため、電磁的記録媒体の状態で保存しておくこととされているが、これを行っていないもの</p> <p>押印が省略された文書については、契約事務手続の適正な組織管理等の観点から様々な取扱いが定められている。今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図りながら、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>速やかに課内ミーティングを開き、適切な事務処理について関係職員に周知を行った。</p> <p>また、指摘事項について引継ぎ事項に加え、異動時期に局庶務担当者から改めて周知を図ることで再発防止を図る運用とした。</p>	

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>シ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(ア) 街区公園等管理業務において、委託作業基準では草刈前と草刈後の写真を月報とあわせて提出することを定めているところ、当該写真が提出されていないものがみられた。</p> <p>今後は、必要な書類について確実に徴取するよう組織としてチェック体制の強化を図るなど、適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

別紙

対象の町内会に対しては、すぐに内容を説明し、速やかに指導を行った。
 今後は委託作業基準に則り草刈業務の履行が確認できるよう、町内会へ指導するとともに適正な事務処理を行う。

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>シ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(イ) 役務契約において、仕様書で提出を求めている書類が受託者から提出されていないものがみられた。</p> <p>今後は、必要な書類について確実に徴取するよう組織としてチェック体制の強化を図るなど、適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>チェックリストを用いた複数人体制でのチェックを徹底することとした。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた</p> <p>シ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(イ) 役務契約において、仕様書で提出を求めている書類が受託者から提出されていないものがみられた。</p> <p>今後は、必要な書類について確実に徴取するよう組織としてチェック体制の強化を図るなど、適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>指摘のあった「東部下水管理センター機械警備業務」について、「セキュリティカード預かり書」を受託者より受領した。今後について、預かり書の様式を新たに作成し、特記仕様書に入れることとし、次の業務発注の際に失念されないように、改訂した特記仕様書データを当所の共有ドライブに保存することとした。</p> <p>次に、指摘のあった「東部下水管理センター庁舎清掃業務」については、「使用材料計画書」を受託者より受領した。今後について、受託者より確実に提出させるよう、提出資料を一覧表にまとめて特記仕様書に記載することとし、次の業務発注の際に失念されないように、改訂した特記仕様書データを当所の共有ドライブに保存することとした。</p> <p>両指摘について、受託者から徴取すべき提出資料のチェックリストを作成し、業務着手時に担当者と係長がダブルチェックを行うこととした。</p>	

別紙

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>シ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(イ) 役務契約において、仕様書で提出を求めている書類が受託者から提出されていないものがみられた。</p> <p>今後は、必要な書類について確実に徴取するよう組織としてチェック体制の強化を図るなど、適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>対象となる契約について、個人情報取扱状況報告書についての取得の徹底を行った。</p> <p>本件は、認識不足やチェック不足に起因しているもののため、課内における注意喚起を行うとともに、複数人のチェックにより再発防止を図る。</p> <p>また、担当者の引継資料に本件を加えたほか、本件委託業務の関連資料の保管フォルダに本件を加えることで、事務処理時に注意喚起を図る仕組みとした。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ス 提出された健康保険被保険者証の写しを適正に保管すべきもの</p> <p>令和2年10月1日に施行された健康保険法等の改正により、保険者番号及び被保険者等記号・番号の保護が強化されたことに伴い、これらを健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行以外の目的で告知を求めることは禁止されているにもかかわらず、雇用関係を確認できる書類として受託者から提出された業務従事者の健康保険被保険者証の写しについて、適切な処理がなされないまま保管されているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>落札者参加資格確認申請書にマスキング処理について記載するほか、医療保険者証の写しが提出された際には、契約担当と所管課においてダブルチェックすることとしている。</p>	

別紙

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた</p> <p>ス 提出された健康保険被保険者証の写しを適正に保管すべきもの</p> <p>令和2年10月1日に施行された健康保険法等の改正により、保険者番号及び被保険者等記号・番号の保護が強化されたことに伴い、これらを健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行以外の目的で告知を求めることは禁止されているにもかかわらず、雇用関係を確認できる書類として受託者から提出された業務従事者の健康保険被保険者証の写しについて、適切な処理がなされないまま保管されているのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、被保険者証の写しを本市に提出する際の取扱いを仕様書に明記するなどして、あらかじめ事業者にもマスクングを求めるとともに、マスクングが施されていない写しの提出を受けた際のマスクング処理を徹底する。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ス 提出された健康保険被保険者証の写しを適正に保管すべきもの</p> <p>令和2年10月1日に施行された健康保険法等の改正により、保険者番号及び被保険者等記号・番号の保護が強化されたことに伴い、これらを健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行以外の目的で告知を求めることは禁止されているにもかかわらず、雇用関係を確認できる書類として受託者から提出された業務従事者の健康保険被保険者証の写しについて、適切な処理がなされないまま保管されているのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、課長・係長を含む全職員に対し、被保険者証の提示を求める場合は番号及びバーコードの記載がないことを確認するなどの留意事項を集合形式により周知した。また、供覧の際にも担当者に加えて、課長・係長による確認を徹底することとした。</p> <p>今後は保険証廃止により雇用関係を確認する書類が変更されることから「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認について」（令和7年(2025年)1月23日財)管財部長)も併せて周知し、確認方法に遺漏がないようにする。</p> <p>また、仕様書等において留意事項を示し確認漏れを防止する。</p>	

別紙

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>セ 履行検査に係る事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約に係る履行検査において、予定価格が10万円未満の契約に限り立会人の指名の省略が認められるところ、当該要件に該当しないにもかかわらず、立会人の指名を省略して履行検査を行っているものがみられた。</p> <p>履行検査は、役務の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>当案件について、事務処理を行う係員全員で速やかに勉強会を行い、正確な事務処理の徹底を図った。</p> <p>今後、このような規程等の改定にあたっては、関係職員への周知を徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ソ 提出書類の確認を適正に行うべきもの</p> <p>市設街路灯修繕業務の仕様書において、業務完了時は返納届を提出し、支給材料の精算を行うよう定められているところ、当該返納届に記載されている未使用分の材料の数量と、支給材料使用簿に記載されている年度末時点で使用されていない在庫の数量が一致していないものがみられた。</p> <p>このような不一致は、提出された書類を突合することにより十分確認できるものであり、受託者に対し、直ちに誤りの是正を求めることが可能であることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに担当者及び確認職員にて、実際に使用した材料の数量に合わせて支給材料使用簿の数字を訂正した。</p>	

別紙

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物収集運搬処理業務において、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の処分終了日より前の日付で受託者から完了届が提出され、実際の業務完了日以前に完了検査を行い、検査合格としているものがみられた。</p> <p>また、上記の事務処理は、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等をあらためて内部職員へ周知徹底するとともに、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>産業廃棄物管理票D票に記された処分完了日を基準に請求を受け完了検査を実施することについて、課長・係長を含む全職員に対し集合形式による周知を実施するとともに、各委託先にも指示をした。</p> <p>なお、3月末に廃棄する場合、3月中に処分完了しないものが発生することや、一部の廃棄物について処理収集運搬～処分完了までに1か月以上要しているものがあるため、現契約及び今後の契約期間の見直し等を検討する。</p> <p>また、事務引継ぎ等で漏れがないようマニュアル類に示すこととする。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市街路灯補助金交付規則では、補助金の交付申請書は、設置工事に着手する14日前までに市長に提出することと定めているところ、当該期日までに提出されていないものがみられた。</p> <p>イ 札幌市街路灯撤去費補助金交付要綱では、補助金の交付申請書は、設置工事に着手する14日前までに市長に提出することと定めているところ、当該期日までに提出されていないものがみられた。</p> <p>また、同要綱で定める工事完了届の提出はされているものの、履行検査に係る検査報告書の作成を行っていないものもみられた。</p> <p>このような状況となっているのは、関係規程等の理解不足に起因すると考えられることから、今後は、同様の誤りを防ぐため、規程等の内容を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>監査指摘後、直ちに担当者及び確認職員にて札幌市街路灯補助金交付規則の内容を再確認し、理解を深めた。</p> <p>また、補助金交付申請の事前協議の際に申請者に配布する街路灯設置費補助金交付申請書の記載例に工事着手の14日前までに申請書を提出するよう注意書きを入</p>	

別紙

れ、さらに、口頭でも工事着手の14日前までに申請書を提出するよう伝えることとした。

イについて

監査指摘後、直ちに担当職員及び確認職員にて札幌市街路灯撤去費補助金交付要綱の内容を再確認し、理解を深めた。

また、補助金交付申請の事前協議の際に申請者に配布する街路灯設置費補助金交付申請書の記載例に工事着手の14日前までに申請書を提出するよう注意書きを入れ、さらに、口頭でも工事着手の14日前までに申請書を提出するよう伝えることとした。

撤去工事の検査報告書については履行検査前までに作成することを徹底し、今後は履行検査後に作成する補助決定額通知書の決裁時に検査報告書の作成を担当者及び確認職員にて確認することとした。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市職員等の旅費に関する条例では1夜につき定額の宿泊料が定められているため、連泊する際には1夜ごとの宿泊料の確認が必要となるが、連泊した宿泊料総額を宿泊日数で割った額を1夜当たりの宿泊料として算定したため、1夜ごとの実際の宿泊料と異なることに気づかずに旅費が誤って支給されているものがみられた。</p> <p>領収書等において宿泊料総額のみが示され、1夜ごとの内訳が不明な場合は、宿泊先等にこの内訳を確認する必要がある。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を深めるとともに、チェック機能の強化を図り、誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、旅費の精算時に、領収書の総額だけでなく、宿泊日ごとの宿泊料を含めた内訳の記載まで確認することを徹底する。発生した過支給については、戻入処理を終えている。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 補償金の支払に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市事務専決規程では、10万円以上の業務上の事故に対する給付は下水道河川局長の専決事項とされているが、管路担当部長の専決により補償金を支出しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を深めるとともに、チェック機能の強化を図り、誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件は、専決事項への知識不足と、「札幌市事務専決規程」の確認を怠ったことによるものであるが、今後の再発防止として、補償案件の起案の際に使用するチェックリストを作成し、担当者と係長によるダブルチェックを行うこととした。</p>	

別紙

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(6) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>資金前渡に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 支払った費用に係る挙証書類が確認できなかったもの</p> <p>イ 給与個人別領収書に職員の領収印がないもの</p> <p>ウ 資金前渡期間を超えて前渡資金を支払ったもの</p> <p>エ 資金前渡職員と前渡資金の支払者が異なるもの</p> <p>オ 領収書に宛名の記載がないもの</p> <p>資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、関係規程等を遵守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>精算の時点で、確認が不十分だったことが原因と考えられる。今後は、資金前渡精算書に支払の挙証書類を貼付または綴じて、精算に必要な挙証書類を管理する。</p> <p>イについて</p> <p>資金前渡精算の際に、領収印の漏れがないか複数名で確認する。また、職員に対する給与等の資金前渡取扱方針では、「給与個人別領収書に領収印を徴することができないときは、支払調書を作成することによってこれに代えることができる。」とされていることから、今後は「給与等の支払日から7日以内」に領収印を徴することができないときは、支払調書を作成する。</p> <p>ウ及びエについて</p> <p>今後は資金前渡を受けた職員が資金前渡期間内に北海道収入証紙を購入し、購入した北海道収入証紙を必要な職員に渡すこととする。</p> <p>オについて</p> <p>今後は、購入の際に販売者にあて名を記載するように依頼し、あて名が間違いなく記載されていることを確認する。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(6) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>資金前渡に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>カ 資金前渡を受けようとするときは、あらかじめ必要な事項について所定の決裁を受けなければならないが、これを受けていないもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>課内におけるチェック体制が不十分であることが原因のため、資金前渡に係る事務処理を確実に実施できるよう複数人のチェックにより再発防止を図る。</p> <p>また、本件委託業務の関連資料の保管フォルダに本件を加えることで、事務処理時に注意喚起を図る仕組みとした。</p>	

別紙

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(6) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>資金前渡に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 前渡資金の精算残金は精算と同時に返納しなければならないが、精算後に返納処理を行っていたもの</p> <p>資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、関係規程等を遵守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後、誤って清算した場合は、取り消した上で正しく精算し直し、必要に応じて同時に追給、戻入処理を行うようイレギュラー事例として職場内に周知し、同様の事例が発生した場合に検索・参照の上、適切に処理できるようにした。</p>	

監査対象	消防局東消防署
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>土地の管理のために作成している公有財産実地管理記録調書において、境界標に関する記録内容の一部に誤りがみられた。</p> <p>境界標の管理は土地管理の基本であることから、今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深め、正確な記録の作成に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>公有財産の取扱いについて解説した資料を作成するとともに、台帳の内容の精査や記載方法、現地調査を行う際に活用できるチェックシートを作成し、公有財産の適正な維持管理に努めるよう周知徹底する。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>行政財産の使用許可に際し、その使用料の減額又は免除を受けようとする者は使用料(貸付料)減免申請書を提出することとされているが、この申請書の提出を受けないまま使用料を減額している事例がみられた。</p> <p>今後は、関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>使用料・貸付料算定要領により札幌市道路占用料条例の規定を準用する場合において、同条例における減免事由に該当する場合であっても、必ず減免申請書の徴取が必要である旨直ちに担当者へメールで周知するとともに引継書へ追記した。</p>	

別紙

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱には、公有財産の貸付等における同条例に基づいた必要な事項が定められているが、行政財産の目的外使用許可に際し、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>今後は、同条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>同様の誤りを防ぐため、常に最新の規則・要綱等の内容を参照しながら事務処理にあたることを再確認し、現在使用しているファイルにおいても最新の規則・要綱を反映した様式を保存し、常に最新であることを確認する旨の注意書きを付した。</p> <p>今後の規則・要綱の改正にも対応できるよう、引継ぎ書の該当箇所にもその旨記載し、担当者が交代しても確認できる体制とした。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路工事の承認に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市が管理する道路について、道路管理者以外の者が工事を行う場合には、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないと定められているところ、工事期間の終了日から相当経過しているにもかかわらず、工事完了届が提出されていないものがみられた。</p> <p>工事完了届及びこれに添付された工事過程写真により、道路の構造が保全され、交通の危険がないかを確認することができることから、今後は、道路の安全かつ円滑な通行を確保するため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>担当者及び確認職員であらためて関係規程の理解を深めた。</p> <p>また、未提出者へは今後も継続して架電により工事完了届の提出を求めるとともに、架電による督促を行った日時を記録して残すこととする。</p>	

監査対象	清田区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(5) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>占用者は、道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないと定められているところ、工事が完了してから長期間経過後に届出が行われているものがみられた。</p> <p>道路法では、道路管理者に対して、道路を常時良好な状態に保つように維持し、一般交通に支障を及ぼさないように努めることを定めていることから、今後は、占用者に対し、完了後直ちに届出を行うよう指導のうえ、検査を適切に行うよう努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

掘削を伴う工事を対象としたチェックリストを作成し、工事の完了日、検査日、指導の有無などの項目を明記することで、係長および担当職員が適宜確認・管理できる体制を整備した。

また、事務処理に関する作業マニュアルを作成し、人事異動等により職員が入れ替わった場合でも適正な事務執行が継続できるよう体制を整えた。

加えて、係会議を開催し、上記のチェックリストおよび作業マニュアルを活用した事務処理の実施について、関係職員へ周知を行った。

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(6) 固定資産に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市病院局会計規程において、各課長は、有形固定資産の取得、減少又は異動があったときは、その都度、固定資産取得通知書又は固定資産減少(異動)通知書を作成し、経営企画課長に送付しなければならないと定められているが、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>札幌市病院局会計規程運用方針を一部改定し、固定資産の取得、減少又は異動に係る具体的な通知項目を定め、これに係る様式(固定資産取得(減少・異動)通知書)を新設した。</p> <p>併せて、同日付けで市立札幌病院各部長及び経営管理部各課長宛てに通知し、適正な事務の確保を図ることとした。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(7) 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>備品の出納管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 購入した備品について、備品出納簿への記載がないもの</p> <p>イ 購入した備品について、備品出納簿の受入金額の記載が誤っているもの</p> <p>ウ 備品の返納について、備品出納簿に適切に記録されていないもの</p> <p>上記ア及びイの事務処理については、令和4年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、かつ、当該指摘を踏まえ、内部統制体制の特定リスクとして、上記ウも含む適切な備品管理のための対応策等を定めていたにもかかわらず、今回の監査での改善及び適切な実施がなされていないもの。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深めたうえで、備品の出納管理に当たっては、その出納等の記録を確実に行うとともに、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整えたうえでチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められた</p>

	い。
<p>《指摘事項に対する措置》 直ちにメールにて関係規程等について職員への周知を徹底することに加え、月1回所属により確認すべき具体的項目のチェックリストを作成し、所属による確認体制を強化した。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(8) SAPICA等の使用等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>SAPICA等の使用等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア SAPICAを使用し、又はチャージするために持ち出す際に、使用簿の所属係長欄、受領精算印欄又は返納確認欄への押印が漏れているもの</p> <p>イ SAPICAにチャージした際は、使用簿により課長まで速やかに報告することとされているが、これがなされていないもの</p> <p>ウ SAPICAにチャージした際は、利用に係るポイントが印字された利用明細を添付して課長に報告しなければならないが、これが添付されていないもの</p> <p>エ SAPICAを一定期間使用する場合、使用簿において、交付時と精算時で1段ずつ使用せず、交付時の記載の段（1段目）のみ記載し、精算内訳書を添付して返納確認の押印を受けているもの</p> <p>オ SAPICAを一定期間使用する場合、交付及び精算の際にそれぞれ使用簿に必要事項を記載する必要があるが、これが正確に行われていないもの</p> <p>カ SAPICA等の毎月の使用及び保管状況について、使用簿により翌月5日までに課長に報告を行うこととされているが、前月分と当月分を併せて報告しているもの</p> <p>また、この報告の際には、月末時点の正確な残額等を確認するために利用明細の添付を要するが、ポイント残高が不明な明細を添付しているもの</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》 ア～エについて 今回の事例や記載例について、係会議やメールにて係内周知や課内周知を行った。</p> <p>オについて 各職員にSAPICA使用簿や精算内訳書の記載方法について周知を行った。</p> <p>カについて 事務取扱要領を所管する総務局庁舎管理課に確認したところ、使用簿の様式は月を跨いで貸与・使用することを想定した様式となっていないが、月をまたいで貸与使用する場合であっても毎月の使用報告を行う必要があるとの見解であったため、今後は月の使用報告を確実にを行うこととする。</p>	

別紙

利用明細については、指摘後から月の使用報告にポイント残高が分かる利用明細を券売機で印字のうえ添付している。どちらも要領の所管課に確認せず独自の解釈で事務を行ってしまったことが原因であるため、今後は取り扱いに疑義がある場合は所管課に確認のうえ事務を行うこととする。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 屋外広告物許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>屋外広告物許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市屋外広告物条例では、許可期間満了後、継続して広告物等を表示又は設置するときは、当該許可期間の満了の日までに市長の許可を受けなければならないと定められているところ、必要な更新申請がなされていないものが散見された。</p> <p>これらについては、職員の認識不足に加え、組織として事務の進捗管理が十分ではなかったことに起因するものと考えられることから、今後は、関係規程等を再度確認するなど制度に対する理解を深めるとともに、期限前に行う更新申請の案内や更新申請を行わない者に対する督促など、既存の対応策が確実かつ効果的に行われるよう、有効性を意識した進捗管理に取り組まれない。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに、掲出者に対し更新申請書の提出を求めた。電話督促をしても提出のなかった者に対しては、文書を送達して提出を強く指導した。また併せて、更新対象者への指導経緯等を受付簿に記録し、進捗管理の適正化を図った。</p> <p>今後は、適切かつ効果的に事務処理を進め、また対応困難な案件を解決していくため、係会議や各区担当者会議の機会を利用して、情報交換や関係部署との連携を行う。</p> <p>なお、所管部局の建設局道路管理課から更新事務に係る標準マニュアルが示される予定であることから、それも活用しながら、所管部局とも連携して適正な事務に努める。</p>	

監査対象	清田区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 屋外広告物許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>屋外広告物許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市屋外広告物条例では、許可期間満了後、継続して広告物等を表示又は設置するときは、当該許可期間の満了の日までに市長の許可を受けなければならないと定められているところ、必要な更新申請がなされていないものが散見された。</p> <p>これらについては、職員の認識不足に加え、組織として事務の進捗管理が十分ではなかったことに起因するものと考えられることから、今後は、関係規程等を再度確認するなど制度に対する理解を深めるとともに、期限前に行う更新申請の案内や更新申請を行わない者に対する督促など、既存の対応策が確実かつ効果的に行われるよう、有効性を意識した進捗管理に取り組まれない。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに、掲出者に対し電話督促により更新申請書の提出を求めており、それでもなお提出のなかった者に対しては、文書を送達し、より強い指導を行った。</p> <p>加えて、更新対象者に係るチェックリストを作成し、係長と担当職員の間で適宜情報を共有することとし、進捗管理の適正化を図っている。</p> <p>また今後は、適切かつ効果的に事務処理を進め、また対応困難な案件を解決していくため、係会議や各担当者会議の機会を利用し、情報交換や関係部署との連携を強化していくほか、本指摘を受け、所管部局の建設局道路管理課から更新事務に係る標準マニュアルが示される予定であることから、それも活用しながら、所管部局とも協力して適正な事務の執行に努めていく。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 屋外広告物許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>屋外広告物許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市屋外広告物条例では、許可期間満了後、継続して広告物等を表示又は設置するときは、当該許可期間の満了の日までに市長の許可を受けなければならないと定められているところ、必要な更新申請がなされていないものが散見された。</p> <p>これらについては、職員の認識不足に加え、組織として事務の進捗管理が十分ではなかったことに起因するものと考えられることから、今後は、関係規程等を再度確認するなど制度に対する理解を深めるとともに、期限前に行う更新申請の案内や更新申請を行わない者に対する督促など、既存の対応策が確実かつ効果的に行われるよう、有効性を意識した進捗管理に取り組まれない。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

別紙

更新申請されていなかった2件について、直ちに電話による督促を行った。その結果、両者とも更新に係る許可申請書が提出され、更新に必要な手続きを完了している。

また、発送整理表への発送日記載を失念していたものについては、発送文書の写しから発送日を確認し、発送整理表に記載した。

今後は、更新案内文の発送漏れを防ぐため、更新対象者を抽出する際に複数名で確認を行い、また、案内文作成・発送時にも抽出した送付先への案内文が確実に作成・発送されることを複数名で確認する。

許可期間満了日までに更新申請されなかったものについては、定期的に電話による督促を行い、それでも更新申請されないものについては、文書による督促・指導を行う。また、これらの督促作業については、その経過等を確実に記録し、進捗管理の徹底を図ることとする。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 屋外広告物許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>屋外広告物許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 本来は掲出することが認められない広告物が掲出されたままの状態になっているものがみられた。</p> <p>このような状況が継続していることは、適正な許可を受けている市民等との公平性に欠ける不適正なものであることから、今後は、制度の所管部局と協議を行いながらより有効な対応策を検討するなど、条例の趣旨に沿った事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>違反広告物掲出者へ連絡を取り、問題を共有するとともに是正を求めたところ。早急な是正が必要であることを双方で確認したうえで、期限を定めて是正計画書の提出を求めることとした。</p> <p>今後は、関係規程に関する理解を深め、さらに適宜課内会議や担当者会議において情報提供を行って注意喚起するとともに、解決手法等について情報収集を行う。また所管部局である建設局道路管理課とも連携のうえ、有効な対応策を検討しながら解決にあたるなど、適正な事務に努める。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(2) 特別職非常勤職員の任用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特別職非常勤職員の任用更新について、その任用期間が満了する日の30日前までに所定の様式によりその旨通知すべきところ、当該期日までに起案処理等組織による意思決定がなされておらず、また、意思決定後もこの通知を行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>

別紙

《指摘事項に対する措置》

速やかに特別職非常勤職員に対して任用更新の通知文を交付した。
 加えて、課内ミーティングで適切な事務処理について関係職員に周知した他、指摘事項について担当者の引継ぎ事項に加え、異動の際に再発防止を図る運用とした。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>会計年度任用職員(パートタイム)の特別休暇のうち短期介護休暇について、1日、1時間又は15分を単位として取得を承認しなければならないところ、これによらずに承認しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての職員の理解を深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>原因は、会計年度任用職員の関係規程に対する認識不足、および決裁者の確認不足にあった。速やかに休暇簿の是正を行うとともに、会計年度任用職員に対し人事給与ハンドブック(会計年度任用職員編)を用いて短期介護休暇の申請単位を周知した。今後は再発防止として、決裁者は申請時間について、改めて申請者に確認したうえで決裁を行うこと、また休暇整理簿の作成時に庶務担当者が内容を再確認することで、適正な事務執行に努める。</p>	

監査対象	病院局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(4) 休憩時間の付与に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>休憩時間は、単に「休むため」だけでなく、労働者の健康や安全、労働環境の質を守るために非常に重要な役割を果たしており、長時間労働は、労働者の健康を害するとともに、疲労による注意力の欠如から労働災害を招くことにもつながりかねない。これらが、人の生命や健康にかかわる業務を主とする病院局において、重要な事項であるのは、言をまたない。</p> <p>今後は、休憩時間の意義をあらためて認識するとともに、管理監督者においてチェック体制を強化し、局内職員へ周知徹底するとともに、関係規程等についてその意図を含めて十分に理解を深めたうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>所属において勤務実績を確認の上、必要に応じ実施申請・承認をやり直し、時間外勤務手当の追給・戻入を行った。</p> <p>今回、時間外勤務の申請誤り及び休憩時間の誤りが多数認められたことから、再発防止のため、時間外勤務に関する適切な申請及び承認並びに休憩時間の適切な取</p>	

得の徹底について、局内に通知した。

また、通知に加えて、今後の新採用研修等の場で、定期的な周知徹底を行うとともに、管理部門において定期的な時間外勤務実績の確認を行う。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(5) 個人番号関係事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市特定個人情報取扱要領では、紙媒体など電子的記録が残らない形式で特定個人情報を取得した際には、特定個人情報等受領簿又は類似の様式にて管理することを定めているところ、当該受領簿等を作成していない状況が認められた。</p> <p>また、附属機関の委員から報酬の支払のため受領したマイナンバーカードの写しについて、鍵付きのキャビネットで一元的に保管するなど厳重に管理する対策を講じている状況は認められたものの、一部ではあるが、当該写しの利用終了後、日常業務で使う簿冊に綴って保管しているものがみられた。</p> <p>特定個人情報については、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置が関係法令において設けられていることから、今後は、事務の重要性について職員の理解を十分に深め、上記要領の規定に基づき受領簿を作成するとともに、組織として定めた管理方法の実施を一層徹底するなど、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>改めて関連規程を確認の上、部内の特定個人情報を一元的に管理する部庶務担当課にて速やかに「特定個人情報等受領簿」を作成。また、マイナンバーカード写しを業務上利用する必要がある場合の事務手続き等について、速やかに部内全職員へ周知を行った。</p> <p>これに加え、特定個人情報の管理徹底の重要性を鑑み、局内全員（役職者を含む）を対象とする研修を実施。研修では、今回の監査指摘事項を踏まえ、最新の関連規程を改めて組織全体で振り返るとともに、特定個人情報収集時の事務処理や注意事項、また一元管理を行う管理責任者等が果たすべき役割・手続きなどについて、具体的事例に則し周知を実施した。</p> <p>今後も、関連規程や研修内容等を定期的に周知する等、特定個人情報の取扱いに係る適切な事務手順の遵守・厳格な管理体制の徹底・維持に組織として努める。</p>	

別紙

(2) 工事監査（令和7年度第1回定期監査）関係

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 設計図書への明示を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市土木工事積算要領」では、設計図書は契約上重要な拘束力を持つものであるから、工事目的物の名称、品質、規格、寸法、検収数量を図面及び工事説明書(共通仕様書及び特記仕様書)へ明確に記載し、脱落、誤記に留意して作成することと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア アスファルト舗装及び下層路盤の施工範囲を図面に明確に記載していないもの</p> <p>イ 土留工の設置位置、延長、根入れ深さ及び鋼材の材質を設計図書に記載していないもの</p> <p>これらの事例は、設計図書の重要性に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後、工事発注時における確認事項として、チェックリストに「現地調査の確認」や「各種条件明示」に関する項目を追加し、工事担当者や審査担当者等が漏れなく確認できる体制を整備し、再発防止に努めていく。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(2) 運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市土木工事積算要領」では、積算に用いる単価として物価資料の使用が認められている。物価資料では、軽量鋼矢板の購入単価は、現場までの運搬費が含まれた価格となっている。</p> <p>今回監査した土木工事において、軽量鋼矢板の購入単価とは別に運搬費を計上し、積算している事例がみられた。</p> <p>単価構成の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、物価資料を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後、工事発注時における確認事項として、チェックリストに「運搬費の二重計上」に関する項目を追加し、工事担当者や審査担当者等が漏れなく確認できる体制を整備し、再発防止に努めていく。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(3) 改修工事における単価の補正を適正に行うべきもの</p> <p>「公共建築工事積算基準等資料」では、建物に執務者がいる状態で改修工事を行う場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行うと定められている。ただし、屋外等における設備工事については、原則として単価の補正は行わないとされている。</p> <p>今回監査した設備工事において、施工者が執務環境に配慮等する必要のない屋外の監視カメラ、消火栓等の設置費を計上する際に、単価を補正し、積算している事例がみられた。</p> <p>単価の補正に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算基準等を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、検算者及び審査者のチェックミスを防ぐため、積算時に使用している設計・積算チェックリストに、本事例の対応項目を追記することでチェックを徹底するとともに、課内会議で指摘事項の共有及び、改訂したチェックリストを使用することを周知し、再発防止に努めていく。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) アスファルト舗装の現場密度管理を実施すべきもの</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、アスファルト舗装を施工した際の品質管理項目として、現場密度の測定を必須としている。</p> <p>今回監査した土木工事において、アスファルト舗装の現場密度の測定について、施工計画書に記載がなく、現場密度の測定も実施していない事例がみられた。</p> <p>発注者と受注者双方における、品質管理に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、当該仕様書を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、工事書類関係チェックリストの項目に「品質管理項目の確認」を追加し、必要な品質管理項目が施工計画書に網羅されているか、また、計画通りに実施されているかの確認を徹底し、再発防止に努めていく。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 土留工の出来形管理を実施すべきもの</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表を作成し管理するものと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、現地に設置した土留工の出来形管理について、施工計画書に記載がなく、出来形管理を行っていない事例がみられた。</p> <p>発注者と受注者双方における、出来形管理に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、当該仕様書を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、工事書類関係チェックリストの項目に「出来形管理項目の確認」を追加し、必要な出来形管理項目が施工計画書に網羅されているか、また、計画通りに実施されているかの確認を徹底し、再発防止に努めていく。</p>	

2 意見（要望）事項に対する対応（令和7年度監査報告第3号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和7年度第1回定期監査）関係

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の意見（要望）事項	<p>第2 意見（要望）事項／1 受益者負担金の納期について</p> <p>受益者負担金の第3期の納期は、札幌市下水道事業受益者負担金条例施行規則第10条第1項において12月16日から同月28日までと定められているが、令和6年度は、納期の末日が土曜日という理由から1日短い同月27日としていた。</p> <p>同条第3項では、納期の変更を必要と認めるときは別に納期を定めることができることされており、同規則には違反していないものの、納期を1日短くすることは、納付する市民の利益を損なうことになるため、今後は、納期の設定を見直すよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>今後は、市民の利益を損なわないよう、納期の末日が休日等の場合は後ろ倒しとする。なお、令和7年度も12月28日が日曜日であることから、納期を令和8年1月5日に設定した。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の意見（要望）事項	<p>第2 意見（要望）事項／2 契約事務における内部統制のリスクに係る対応策について</p> <p>役務契約において、一次伺で予定価格の基礎となる積算額について伺っているものの、方針伺等関係起案を含め、積算額の算定根拠である積算調書や参考見積書の添付がないものがみられた。</p> <p>内部統制制度の特定リスクとして積算額の誤りを設定し、その対応策として、方針伺を回議する際に主務ラインで確認を徹底することを定めていたことを踏まえると、積算の根拠がわかる資料を起案文書に添付して、その妥当性を組織として客観的に審査することが重要であると考えます。</p> <p>また、本事案のように、一連の契約事務を電子決裁により組織決定するにあたり複数のシステムが関与するものについては、起案文書の決裁において別システムについても確認を要するため、契約関係書類に関する確認不足が発生しやすく、チェック機能の強化が求められるものである。</p> <p>今後は、事務執行の一層の適正化を図るためにも、現状を踏まえたより具体的な対応策を検討するなど、内部統制の実効性を高める取組を行うよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>本件については、速やかに財務システムの登録を修正した。</p> <p>加えて、組織としての確認が不十分であったことから、再発防止に向けて、課内ミーティングで本事案について関係職員へ周知を行い、主務ラインでの確認徹底と共に経理担当者による積算資料の精査を実施するよう改めて関係職員に注意喚起を行うとともに、経理担当者においては改めて関連規程を確認し、複数職員によるチェック体制の強化を図った。</p>	

監査対象	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／3 予定価格の積算について</p> <p>小額の特定随意契約による役務調達に係る積算において、内訳がない総額のみを参考見積書を根拠として予定価格を設定しているため、当該価格の妥当性が明確ではないものがみられた。</p> <p>本件のように札幌市で複数の部局が同種の調達を行っているような事案については、内訳の記載された参考見積書を徴する以外に、補足的に他部局の調達事例で市況調査を行うなど、予定価格の設定の妥当性を組織として判断することも可能と考えられることから、今後は、より適正な積算に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>速やかに本事案を課内で共有し、担当者が参考見積等で根拠を確認し、しっかり積算を行うよう周知を図るとともに、業務知識について改めて各自で関連規程を確認を行った。また、決裁過程においては、課・部の経理担当者が仕様書や見積書記載事項の確認徹底を行うよう認識を共有し、再発防止に向けてチェック体制の見直しを図った。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／4 契約金額の妥当性の検証について</p> <p>契約金額が適正な金額かどうかの判断は、予定価格との比較により行うことになるが、特定随意契約において、相手の参考見積額と同額を予定価格とし、さらに同額で契約しているものがみられた。</p> <p>緊急時や特定の業者のみが成し得るような特殊な項目はやむを得ないとしても、予定価格の決定に当たっては、他部局や他の自治体の実績、市場価格の確認、民間での取引実績など、可能な限りの情報を収集し、適切な予定価格を定めることにより、契約金額における妥当性の確保に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>類似の業務など可能な限りの情報を収集し、適切な予定価格を設定していく。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／5 委託先の選定について</p> <p>施設の管理運営業務について、長期間にわたり委託先が変更されず、随意契約による契約が継続しているものがみられた。</p> <p>今後は、業務の実態をあらためて検証したうえで、経済性等の観点から企画競争を含めた新規業者の参入や業務内容の工夫等により競争性を担保することができないか、継続的に検討するよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>下水道科学館による、将来を担う子どもたちへのアプローチは重要であり、下水道への理解促進や脱炭素社会において下水道が果たせる役割を伝えるなど、担い手を育てていく視点をもった政策的・戦略的な普及啓発が不可欠と考えている。</p>	

別紙

これを実現できるのは豊富な経験を有し、本市の補完代行機能を有する（一財）札幌下水道公社が唯一の受託者と考えているが、他都市の状況も踏まえ、本市の下水処理施設や他都市の類似施設の運営管理を受託する企業に本業務の受託可能性について、アンケート調査を行ったところ、いずれも履行できる可能性は低いとの回答であり、その理由としては、施設のPRや集客イベントの企画運営など「対応できない業務がある」と回答した企業があったほか、現在の委託額に比べて安くなると回答した企業はなく、経済性の観点からも優位性のある企業は見当たらなかった。

こうしたことから、下水道科学館における本来業務を十分に履行できることを前提に、可能な契約手法について継続して研究していくが、現時点の検討の結果、下水道科学館の設置目的やその果たす役割を業務として履行することができる事業者は、（一財）札幌下水道公社であると判断する。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／6 再委託に関する事務について</p> <p>再委託承諾願に再委託する業務の一つとして「個人情報取扱業務」と記載があるが、再委託の必要性の有無を判断できる程度に業務内容を特定したものは認められず、当該業務の役務の範囲が起案において不明瞭なものがみられた。</p> <p>役務契約は原則再委託が禁止され、その性質上特にやむを得ない場合に承認するものであることから、再委託する役務の範囲を十分に把握したうえで、その内容を具体的に起案等に明示し、組織として再委託の妥当性を判断することが重要であると考え。</p> <p>今後は、業務内容に具体性が欠けるなど役務の範囲が明確ではない場合は、契約業者に対し必要な確認を行い、特定した業務内容については起案等に明記するなど客観的な審査を行ったうえで、適切に再委託を承認するよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>今後、再委託の必要が生じる業務が発生する場合は、受託者から示される再委託業務について、必要に応じて、再委託する役務の範囲を確認するなど、業務内容を具体的に特定したうえで再委託の適否を判断していく。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／7 大学への研究委託に関する事務について</p> <p>大学への研究委託に当たって、契約書では大学側が保有する研究に要した費用に係る経理書類を閲覧できることとされているが、実際には大学側から提出された収支精算書を確認するだけで、経理書類を閲覧して精査していなかった。</p> <p>収支精算書に疑義等が生じた場合は、大学側に適宜、使用目的等を確認しているとのことではあるが、領収書等の客観的資料に基づき、当該費用の妥当性を検証することは重要なことである。</p> <p>今後は、経済性の観点から、より一層適正な事務の執行に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p>	

今回の意見を受け、誤解を与えることのないよう事務の透明性を確保すべく、挙証書類の収支精算書への添付を求める等、受託者と協議を行った上で、規程その他の法令に基づき適正な事務の執行に努める。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/8 補助金等に関する事務について</p> <p>(1) 地域連携促進事業補助金について、交付要綱において暴力団等でないことを補助対象者の要件の1つとして定めているところ、申請者から当該要件に適合していることを確認できる書類等を徴取しておらず、口頭で確認する取扱いとしているものがみられた。</p> <p>補助金とは、交付することが真に行政上実効があり、公益上必要があると認めたときに交付を決定すべきものであることから、申請者の交付先としての適格性について、組織として厳格に審査することは極めて重要である。</p> <p>今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、書類等の客観的資料に基づき審査を行うことを徹底するなど、適正かつ確実な事務の執行に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>令和7年度について、NPO法人以外の参加団体(一般社団法人及び任意団体)を対象に暴力団等ではないことを含む応募要件を満たしていることを、各団体に書面を提出して頂き確認を行った。</p> <p>また、地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領の様式を改正し、参加申し込み時に暴力団等ではないことを含む応募要件を満たしていることを書面にて確認できるようにしたところ。</p>	

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/8 補助金等に関する事務について</p> <p>(2) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金について、交付要綱において交付申請書の添付書類の1つとして構成員の名簿を提出することを定めているところ、当該名簿の添付がない申請書が散見された。</p> <p>当該助成金の募集要項においては、構成員の名簿は提出不要と記載して対外的に周知がされており、実務上は申請時に名簿を徴取しない取扱いとしているものの、要綱と実際の事務処理に乖離がある状況は適切とはいえない。</p> <p>今後は、要綱と実務が一致するよう、申請書類の提出については特に確認するなど、適正かつ確実な事務の執行に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>要綱に沿った取り扱いを徹底するため、令和7年度助成事業から、助成金交付申請書の添付書類として、要綱で定められた構成員名簿の提出を求める運用へと改めており、部内関係職員へ周知を徹底し、適正な事務の執行に努めている。</p>	

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／8 補助金等に関する事務について</p> <p>(3) (2)の助成金に係る交付確定通知書において、端数処理の誤りにより、助成対象事業費の額を1円誤ったまま、助成対象団体に通知していたものがみられた。</p> <p>助成金額自体に誤りはなかったものの、市民等に対する通知であることから、当該通知に記載する事項は正確であることを要する。</p> <p>上記の誤りは、端数処理等の細目に係る明確な定めがなかったことも発生の一因と考えられるため、必要な事項を交付要綱等で規定したうえで、当該規定に即して事務処理が行われているか組織として確認するなど、適正な事務処理を確保する体制の構築に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>次回の札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱改正に合わせて、端数処理等の詳細を規定する。</p> <p>また、助成金額の確認ポイントをマニュアル化し、Excelシートの活用と複数人によるチェック体制を整えた。</p> <p>今後も組織として確認を徹底し、適正な事務処理確保に努める。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／8 補助金等に関する事務について</p> <p>(4) 電動生ごみ処理機助成金の交付に関する事務において、助成対象者から、製品の品切れ等により申請期限内の購入及び申請が難しい旨の申出や、紛失等により申請書の再発行の依頼を受けた際に、申請期限を延長して対応しているものがみられたが、関係要綱には申請期限の延長等についての例外的な定めはなく、延長するに至った判断過程や根拠を確認できないものがみられた。</p> <p>本助成金は、家庭における生ごみの減量・資源化の推進等を目的として、市民への普及を図るものであり、応募者数が募集数を超え抽選を実施していることから、交付決定に当たっては、起案等による組織的な意思決定に対して市民が不公平感を感じることはないよう、客観的な基準により一貫性のある審査が行われることが重要である。</p> <p>より多くの購入機会を創出し事業効果を高めながら、厳格・公正な助成金の運用を維持するために、期限内の申請を原則としつつも、やむを得ない事情によりそれが困難である場合等における基本的な方針について要綱等により定めるなど、より適正な審査が実施される体制の構築に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>今後、期限を延長する場合等、助成の可否について個別判断が必要な事案が生じた場合は、起案等により、組織的な意思決定を行い、助成金交付を行っていく。</p>	

なお、令和7年度前期の当該事業においては、助成決定通知後、対象者がゆとりをもって申請手続きできるよう、これまで通知から約1か月だった申請書等の提出期限を約1.5か月に見直した結果、期限を超えて申請される事案は発生しなかった。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／9 道路損傷被害に関する事務処理について</p> <p>札幌市が管理する道路について、自動車事故等の損傷行為により被害を受けた場合には、道路損傷事故処理要領の規定に基づき、損傷行為をした者等に対して、確認書を徴取した上で復旧工事に係る施行命令を発することとされている。</p> <p>しかし、自動車2台が関係する事故による街路樹損傷について、双方の運転手及び保険会社の間で責任の所在に関して争いがあるため、被害を把握してから相当の期間を経過してもなお、損傷行為をした者を特定することができず、確認書の徴取など施行命令に係る一連の処理が行われていないものがみられた。</p> <p>事故により損傷した樹木は回収されており、道路の安全な通行に影響がないことは認められるものの、良好な景観の維持や排気ガスや騒音の緩和など、市民生活において街路樹が果たす役割は大きいことから、速やかに復旧工事を施行することが必要と考えられる。</p> <p>今後は、事故の関係者に対して、交渉の進捗状況について適宜報告させることはもとより、交渉が難航している場合には、法的観点から対応を検討するなど、復旧工事が速やかに施行されるよう適切な措置を講じることを要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>交渉の進捗状況について適宜報告するよう依頼するため、保険会社及び原因者に連絡したところ、保険会社から適宜報告が来ているが、原因者とは連絡が取れていないため、定期的に連絡をしているところ。</p> <p>また、交渉が難航している状況であるため、道路損傷事故の事務を所管する建設局道路管理課と対応について協議を行い、復旧工事の速やかな施工に向けて、法的観点からの対応も含め検討を進めている。</p>	

監査対象	消防局総務部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／10 車両管理に関する事務について</p> <p>車両の車検・定期点検整備完了時には車検証及び自賠責保険証明書の有効期間等の必要事項を「確認書」に記載し、所属長の決裁を受け最新のもの自動車台帳に編さんすることとしているが、この「確認書」が作成されていないものがみられた。</p> <p>この事例は、令和4年度第1回定期監査時にもみられており、令和4年度の再通知等により改善を図ったものの改善に至っていない。このように周知を徹底してなお改善に至らない一因に、車検時等における各種文書作成事務の集中等もあると考えられる。</p> <p>市民の安全・安心を守るための特殊車両を多く所管する消防局において、車両の管理は重要であるため、今後は、実効性のある効率的な管理方</p>

別紙

	法を検討されるよう要望する。
<p>《意見(要望)事項に対する対応》 複数あった様式の内容を整理するとともに、「点検整備記録」に集約して様式を一本化することとし、新様式の運用を開始した。 この旨、総務部長及び警防部長から、各部(署)長に対し、「車検・定期点検時における『確認書』の運用の見直しについて」(令和7年8月6日付け 札消施第646号及び札消通第500号)を通知した。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/11 SAPICAに関する事務について 保有するSAPICAの枚数が、使用頻度に比べて多い状況がみられた。 今後は、紛失等を防止し、管理の効率化により職員の事務負担を軽減するため、使用頻度が少ない場合は払戻しを行うなど、使用頻度に応じた枚数を保有されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》 今後、チャージ金額が無くなったSAPICAについて、使用状況に応じて返納や他部署への移管を含めて、枚数を減らすことを検討する。</p>	

監査対象	消防局総務部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/12 文書管理システムにおける公文書の管理について 札幌市公文書管理規則では、会計経理に関する公文書については、保存期間を5年と定めているため、出張命令に係る公文書の保存期間は5年とすべきところ、文書管理システムにて起案した当該公文書について、保存期間を5年未満としているものが複数の部署でみられた。 出張命令に関する事務処理については、各部署で文書管理システムにて起案処理を行い、その後、総務部において財務会計システムでデータ入力のみ行い別案決裁とすることを局として統一的に行っていることを踏まえると、上記の不備は、当該公文書の保存期間を5年とすることの必要性について、組織として周知が不足していたことが一因と考えられる。 札幌市では、公文書を市民共有の財産と位置づけ、その管理等について条例等で統一的なルールを定めており、今後は、関係規程についての理解を十分に深め、組織として文書管理を適切に行う体制の構築を要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》 速やかに適正な保存年限を設定した文書ファイルへ移行し、すべて是正されたことを確認した。 また、総務部長から各部(署)長に対し、「出張命令に係る文書の適正な取扱について」(令和7年9月25日付け札消総第832号)を通知し、各所属で出張命令に係る文書の保存簿冊を再確認し、再発防止に向けた取組を行うよう周知した。</p>	

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/13 内部監査に関する事務について</p> <p>令和6年度の後期定期内部監査の共通監査項目として「SAPICAの取扱事務」が指定されており、その実施方法として着眼点を参考にするよう通知されている。下水道河川局においても、全課で「行政監察担当課が示す内部監査の着眼点に基づき監査を行った」結果、「適正に処理されていた」と報告されている。</p> <p>しかし、今回の監査において、正に着眼点に示されているのと同様の不備が多数みられ、上記の報告に疑義を抱かざるを得ない状況がみられた。</p> <p>内部監査は、札幌市の行政及び財政の公正かつ効率的な執行の確保及びその運営の積極的な改善に資することを目的としており、今後は、内部監査を形骸化することなく、その意義をあらためて認識するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な内部監査が実施されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>不備が指摘されたことを受けて局内の認識を確認したところ、規程等の認識不足や誤認により、内部監査時には誤りを発見できなかったことが明らかとなった。</p> <p>そのため、令和7年度の後期定期内部監査では改めて「金券類の使用、取扱い及び保管事務」を監査項目として選定するとともに、局内への通知時には内部監査の着眼点に加えて、誤りが起きやすい事例について具体的に記載した独自のチェックリストを添付し、正しい認識を持って監査に取り組むよう周知を行うこととした。</p>	

(2) 工事監査（令和7年度第1回定期監査）関係

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／1 快適トイレ設置試行工事の適用について</p> <p>札幌市では、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的として、建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様(以下、「快適トイレ」という。)とすることを試行実施している。</p> <p>この実施方法等を定めた「札幌市快適トイレ設置試行工事要領」では、建設現場内に仮設トイレが設置される工事において、発注者が快適トイレ設置試行工事の対象とし、受注者が快適トイレを設置した場合に、その費用を設計変更で計上することとしている。</p> <p>今回監査した土木工事において、受注者が建設現場内に快適トイレを設置したが、発注者が快適トイレ設置試行工事の対象としていないため、設計変更で費用を計上していない事例がみられた。</p> <p>このことは、建設現場内に快適トイレを設置した受注者に対して、快適トイレ設置試行工事の対象か否かにより、設置費用の面で不公平感を生じさせ、また、試行工事の対象ではないために、受注者が快適トイレの設置を断念することが懸念される。</p> <p>「さっぽろ建設産業活性化プラン」においても、快適トイレ設置の拡大に向けて取り組んでおり、建設現場内に仮設トイレが設置される工事については、快適トイレ設置試行工事の積極的な適用について検討するよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>今後、現場内に仮設トイレが設置される工事については、快適トイレ設置試行工事の対象とすることとし、工事発注時における確認事項として、チェックリストの項目に「仮設トイレの有無」や「快適トイレ設置の必要性」を追加し、工事担当者や審査担当者等が漏れなく確認できる体制を整備し、再発防止に努める。</p>	

監査対象	厚別区土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／2 アスファルト乳剤の散布について</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は、アスファルト舗装の施工を行う場合に、アスファルト乳剤を均一に散布しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、アスファルト舗装を施工する際に、アスファルト乳剤を均一に散布していない事例がみられた。</p> <p>アスファルト乳剤は、舗装の防水性や安定性を確保するために必要なものであることから、今後は今回の事例を踏まえ、適切な施工を行うため計画段階から受注者を指導されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>部内及びその他9区土木部において本件の事例を共有するとともに、現場着手前に実施している「工事安全管理現場委員会」において、令和7年度発注の全工事において適切な施工をするよう指導した。</p> <p>さらに業界団体と意見交換を行う場において、本件を議題として共有することで、再発防止を求める。</p>	

